

中海岸神輿保存会規約

第1章 総則

- 第1条 「目的」 本会は中海岸神社の祭礼及び祭具一式の保存・管理・実務を行うことを目的とする。
- (2) 御祭神を天照皇大神及び寒川大明神とする中海岸神社の祭典・行事を通じ住民の安寧に寄与する。
- 第2条 「名称」 本会は 中海岸神輿保存会 と称する。
- 第3条 「事務所」 本会の事務所は 茅ヶ崎市中海岸4丁目1番44号 に置く。
- 第4条 「役員会」 本会は中海岸神社規約に規定される役員会によって管理・監督される。
- 第5条 「会員」 中海岸神輿保存会会員(以下「会員」とする)は、地域社会人の一人として互いに尊敬しあい、他会員および地域住民とのトラブルを避け、融和を保つこと。
- (2) 会員は、会の組織を尊重し、指揮系統と指示を守り、保存会活動の円滑な運営に協力すること。
- (3) 会員は会員の証として半纏を所有し、保存会の指示に従って着用する。第三者に譲渡・貸与しない。
- 第6条 「入退会」 本会の会員は原則として中海岸神社周辺地域の住民で、第1条の目的に沿う者とする。
- (2) 新規会員は既存会員2名以上の推薦を必要とし、役員会の承認を得るものとする。
- (3) 削除
- (4) 退会は本会会長(以下「会長」とする)に申請し、役員会の承認を得ることで認められ、本会名簿からの削除と半纏の返却を済ませて完了する。
- (5) 総会への出席、委任状の提出がない会員はその総会から休会扱い、さらにつづけて次年度の総会への出席または委任状の提出がない会員は退会扱いとする。
- (6) 第5条に従わない場合には、役員会にて審議し退会とし、併せて半纏を返却させる。
- 第7条 「個人情報保護」 会員の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスは会員・神社世話役によって共有され、神社・保存会の活動・連絡に使用される。会員は自ら提出した情報につき、共有と使用を許諾したものと見なす。

第2章 役員

第8条 「役員」 本会の役員は、会長が指名し、以下の役職の他業務上必要な役職は隨時置くことができる。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 若干名
- 3) 会計 若干名

第9条 「職務」 役員の職務はそれぞれ次のとおりとする。

- 1) 会長はこの会を代表して会務を統括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長事故有る時にはその職務を代行する。
- 3) 会計は、金銭などの収納、支弁を記帳し、神社会計担当役員へ報告する。

第10条 「任期」 本会の役員の任期は2年とする。ただし再選は妨げない。

- (2) 補欠のため選出された者の任期は前任者の残在任期とする。
- (3) 随時おかれた役職の任期は、既役員の残存任期と一致させる。

第11条 「解任」 本会の役員は次に該当すると会長が判断した時、役員会の議決で解任することができる。

- 1) 心身の故障のため、あるいは都合により職務執行が困難なとき。
- 2) 役員として職務を怠り、また相応しくない行為があったとき。

第3章 会議

第12条 「種別」 本会の会議は、総会及び役員会とする。

- (2) 総会は毎年2月に開催し、臨時総会は役員会の議決により開催する。
- (3) 役員会は必要な時に随時開催する。

第13条 「招集」 本会の総会・役員会は会長が招集する。

- (2) 総会の招集は開催の 10 日前までに、役員会は 5 日前までにそれぞれ議題を提示して通知する。
- (3) 会員の過半数を超えて請求があった場合、前項に従い臨時総会を招集する。

第14条 「議長」 総会の議長は出席者の中からこれを選出する。

- (2) 役員会の議長は会長がこれに当たる。

第15条 「定足数」 総会・役員会はそれぞれ会員・役員の過半数の出席(含む委任状)を得て成立し、議事は出席者の過半数を得て議決する。

- (2) 前項の議決事項は神社役員会の承認議決を得て成立する。
- (3) 欠席者は一切の件を会長に委任する旨の委任状を事前に会長に提出することができる。

第16条 「議事録」 会議の議事録は議長から都度指名された者が作成する。

第4章 資産

第17条 「資産の不保有」 本会は資産を保有せず、活動に必要な費用・物品は神社より支給される。

第18条 「収入」 保存会への収入(外郭団体からの助成金・使途を定めた募金、など)は神社に受渡され、神社により管理・運用される。

第19条 「貸与」 一時的に保存会に滞留する費用・物品は貸与された神社資産として善良な注意を以つて管理されなければならない。

付則

第20条 「規約の変更」 本会の規約は総会の議決により変更することができる。

第21条 「設立・施行」 本会の規約は平成21年 3 月 29 日 制定、施行する。

改定記録

平成22年3月14日の定例総会の議決により、

第5条「会員」に(3)(4)(5)号を追加、

第6条「個人情報保護」を追加、

第10条「解任」に加筆、

第14条「定足数」に加筆、(3)号を追加、

第4章 資産 を追加。

平成23年3月13日の総会の議決により、

第2条「名称」を中海岸神社神輿保存会から中海岸神輿保存会に変更、

第5条「会員」(1)号(2)号を挿入し、もともとの第5条「会員」の条項を第6条「入退会」に変更、

第6条「個人情報」以下を第7条以下に繰り下げ、

第14条を第15条「定足数」に繰り下げ、(3)号の委任状の条項を変更、

「改定記録」の項を設け、第21条「改定」から移動。

平成24年2月26日の総会の議決により、

①半纏の扱いを明記する。

第5条「会員」(3)会員は会員の証として半纏を所有し、保存会の指示に従って着用する。

第三者に譲渡・貸与しない。

②会計の追加 第8条「役職」 3)会計 若干名

③誤植訂正 第9条「職務」会員役員の職務は…

④総会時期の変更 第12条「種別」(2)総会は毎年12月に開催し…

平成24年11月25日の総会の議決により

① 「連絡がない会員」の判定を簡素化する

第6条「入退会」(5)連続して1年のあいだ会長に連絡がない会員は休会扱い、さらにつづけて1年のあいだ連絡がない会員は退会扱いとする。→(5)総会への出席、委任状の提出がない会員はその総会から休会扱い、さらにつづけて次年度の総会への出席または委任状の提出がない会員は退会扱いとする。

② 隨時おかれた役職の任期を追加

第10条「任期」→(3)隨時おかれた役職の任期は、既役員の残存任期と一致させる。

令和6年2月17日の総会の議決により、神社規約の改定及び現状に合わせ以下を改定。

① 「理事会」を「役員会」に、「理事」を「役員」に統一。

② 第6条(3)項を削除し、(6)を追加。

③ 第8条 現状に合わせた。

④ 第9条(3)を追加。

⑤ 第12条(2)項の総会開催月を現状に合わせた。

⑥ 第15条(2)項の表現を明確にした。

以上